

【法学研究科】

Q1：希望する指導教員の研究室訪問やコンタクトをとりたいが可能か？

A：法学研究科では制度・慣例等はありません。自分の希望する研究テーマと教員の指導内容が適切かどうか等の質問がある場合は、希望指導教員と連絡を取ることについて制限はありません。ただし、担当教員によっては、志願者間の公平性を保つため受け付けない場合もあります。

教員との連絡を希望する場合は、大学院事務室宛（dai_in@mics.meiji.ac.jp）にメールをお送りください。希望の教員へ転送します。お問い合わせ内容に対する返信の有無については確約できませんので予めご了承ください。

Q2：博士前期課程における法学研究者養成コースの高度職業人養成コースの違いは何か？

A：取得できる学位は「修士（法学）」で同様ですが、修了要件や修了時に提出する論文等の種類・内容に差異があります。大学院進学の目的や将来の進路希望等を踏まえ、検討してください。本研究科の博士後期課程への進学希望者は原則として、法学研究者養成コースを選択してください。

詳しくはホームページ

https://www.meiji.ac.jp/dai_in/bosyuyoko-kakomon/6t5h7p00001c3a52att/2020houken-courseguide.pdf を参照してください。

また、コースにより、入学試験の受験科目や担当指導教員も一部異なりますので、入学試験募集要項も確認してください。なお、両コースともに同日・同時刻に試験を実施するため、併願はできません。